30年飛び級 基本編　第26講・第27講の付録

来年からカレンダー　2027〜2028

お金・口座・保険・社会保険のまわりで、これから変わることが決まっているものだけを並べました（検討中のものは載せていません）。

いつから	中高生本人に関係	親に関係
2027年1月	0〜17歳のNISAが始まる（つみたて投資枠だけ・年60万円まで・全体で600万円まで）	親などが手続きと管理をする
2026年分の収入から	アルバイトの扶養の線が変わる（子の所得 58万円以下→62万円以下、勤労学生 85万円以下→89万円以下）	年末調整・確定申告で、子の扶養の判定が変わる
2027年4月1日	口座を作るときの本人確認が、ICチップの読み取り（マイナンバーカード・運転免許証など）中心に。画像を送るだけの方式はなくなる	同じ。不正に使われた口座の情報を、銀行どうしで共有するための決まりも始まる
2027年8月	—	高額療養費（医療費の上限）の所得の区分が細かくなる
2027年10月1日	（卒業後に短い時間で働く人）社会保険に入る会社の規模の線が「35人超」（36人以上）に。週20時間以上などの条件がある	同じ
2028年4月1日	年金の子の加算が、子1人あたり281,700円（2024年度価格）に見直される予定（条件あり）	遺族年金の見直し
2028年10月1日	雇用保険に入る働き方が、週20時間以上から週10時間以上に（昼間の学生は原則として対象外。例外もある）	同じ

2026年に変わったこと

- 4月1日：16歳以上の自転車に青切符
- 4月1日：普通免許の仮免許と本免許の試験が17歳6か月から（免許証は18歳から）
- 4月1日：共同親権を選べるように
- 4月1日：高校の就学支援金の所得制限がなくなる
- 7月10日：口座の売り買い・貸し借りの罰則が重くなり、送金バイトにも罰則
- 10月1日：社会保険の「106万円の壁」（賃金の要件）がなくなる
- 10月1日：富山県が自転車保険の加入を条例で義務に
- 11月1日：自賠責保険料が上がる（平均6.2%。原付の24か月は沖縄・離島をのぞき8,560円→9,630円）
- 12月1日：iDeCoに入れる年齢が70歳未満までに。限度額も引き上げ

主な出典：金融庁・財務省（令和8年度税制改正の大綱）・厚生労働省（年金制度改正法・iDeCo・社会保険の適用拡大・高額療養費・雇用保険）・警察庁（犯罪収益移転防止法施行規則）・損害保険料率算出機構（自賠責）・警視庁・法務省・文部科学省・国土交通省。2026年10月20日に確認。使うときは必ず最新の公式の情報を確かめてください。　秋元進吾（akimo10shin5.com）